

狛江市国民健康保険条例の一部改正（案）について

1. 改正の内容

出産育児一時金の支給金額の改定

出産育児一時金の支給金額を50万円（現行42万円）に引き上げる。

	現行	改定後	差額
出産育児一時金	42万円	50万円	8万円

2. 制度の内容

出産に関する費用の負担軽減のため、公的医療保険から出産時に一定の金額が支給される制度加入している公的医療保険から支給される。

令和4年度現在支給額：42万円（平成21年10月に38万円から引上げてから変更なし）

3. 影響額

①過去の実績

	平成29年度	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度
件数	69件	74件	48件	56件	52件
総額	2,746万円	2,939万円	2,012万円	2,317万円	2,137万円

※令和4年度12月末現在：45件 1,872万円

②影響額

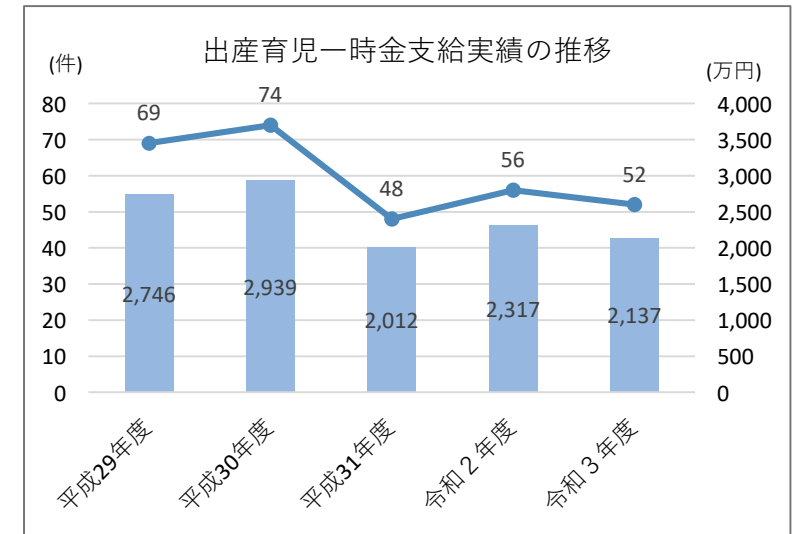
令和5年度見込：62件

	変更前	変更後	差引
件数	62件	62件	—
総額	2,604万円	3,100万円	496万円（見込）

☆国民健康保険会計は、496万円の歳出増

支出額のうち 2/3→一般会計からの法定内繰入金（地方交付税措置の対象） 1/3→保険税を財源

※令和5年度については、1件当たり5千円を追加で国が補助する予定



4. 改正の背景と今後のスケジュール

令和4年12月10日の記者会見で首相が令和5年4月から出産育児一時金を50万円に引き上げる方針を示した。

今後、健康保険法施行令が改正される予定。

法令に合わせて、狛江市国民健康保険条例を改正する。なお、この改正は、関係法令が改正された後に改正する。